ASBJ

第 545 回企業会計基準委員会

資料番号　審議事項(3)-2

日付　2025 年 4 月 17 日

プロジェクト　金融資産の減損に関する会計基準の開発

項目　分類及び測定（金融保証契約）の定めに関する検討

I.　本資料の目的

1. 本資料は、金融保証契約に関する分類及び測定に関する定めについて ASBJ 事務局の分析及び提案をお示しし、ご意見を伺うことを目的としている。

II.　これまでの経緯

2. 第 544 回企業会計基準委員会等[1]において、減損プロジェクトにおける分類及び測定の定めに関する企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）、移管指針第 9 号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品実務指針」という。）、移管指針第 12 号「金融商品会計に関する Q&A」（以下合わせて「金融商品会計基準等」という。）の改正方針についてお示しし、概ね異論は聞かれなかった。

3. 本資料では、前項を踏まえ、金融保証契約に関する金融商品会計基準等の改正についての事務局の分析及び提案をお示しする。

III. ASBJ 事務局による分析及び提案

（金融保証契約に関する金融商品会計基準等の改正方針）

4. 第 544 回企業会計基準委員会等において、金融保証契約について以下の対応を行うことを事務局より提案し、概ね異論は聞かれなかった。

(1) 次の内容のうち、金融商品会計基準において貸借対照表価額に関する定めを設け、予想信用損失モデルの対象となることを明記する。

① 減損プロジェクトにおける対応の一環として IFRS 第 9 号「金融商品」（以

[1] 第 544 回企業会計基準委員会（2025 年 4 月 2 日開催）及び第 236 回金融商品専門委員会（2025 年 4 月 1 日開催）を合わせて「第 544 回企業会計基準委員会等」という。

下「IFRS 第 9 号」という。）の金融保証契約の定義を取り入れる。

② 金融保証契約の契約当初に公正価値で認識するとする IFRS 第 9 号の定めを取り入れる。

③ IFRS 第 9 号の損失評価引当金の金額と当初認識額から収益認識累計額を控除した金額のいずれか高い額で測定する定めを取り入れつつ、会計方針の選択として金融保証契約と予想信用損失を別個に会計処理することができることとする。

(2) 金融商品会計基準に記載しなかった内容については、金融商品実務指針において定める。その際、現行の金融商品実務指針における債務保証契約及び保証料の授受に関する会計処理（金融商品実務指針第 137 項）について、必要に応じて見直す。

(3) 日本公認会計士協会が公表している監査・保証実務委員会実務指針第 61 号「債務保証及び保証類似行為の会計処理及び表示に関する監査上の取扱い」（以下「監査・保証実務指針第 61 号」という。）の改正について、日本公認会計士協会とコミュニケーションを行う。

5. 前項を踏まえて、金融保証契約に関する IFRS 第 9 号の定めの取入れ及び関連する現行の日本基準の定めの修正について、次の項目ごとに分析する。

(1) 金融保証契約の定義

(2) 債務保証契約との関係

(3) 当初認識の測定

(4) 貸借対照表価額

(5) オプションの定め方

(6) 保証料の会計処理

(7) 債務保証契約に関する現行の日本基準における定め及び監査・保証実務指針第 61 号の改正に関するコミュニケーション

（IFRS 第 9 号の定め）

6. 金融保証契約の定義に関する IFRS 第 9 号の定めは、次のとおりである。

項番	IFRS 第 9 号の日本語訳
付録 A	金融保証契約 特定の債務者が負債性金融商品の当初又は変更後の条件に従って期日の到来時に所定の支払を行わないことにより契約保有者に発生する損失を補償するために当該保有者に対して所定の支払を行うことを、契約発行者に要求する契約

7. 次に、金融保証契約の契約当初に公正価値で認識するとする IFRS 第 9 号の定めは次のとおりである。

項番	IFRS 第 9 号の日本語訳
5.1.1	5.1.3 項の範囲に含まれる営業債権を除き、当初認識時に、企業は、金融資産又は金融負債を公正価値で測定しなければならない。純損益を通じて公正価値で測定するものではない金融資産又は金融負債の場合には、金融資産の取得又は金融負債の発行に直接起因する取引コストを加算又は減算する。

8. また、IFRS 第 9 号の損失評価引当金の金額と当初認識額から収益認識累計額を控除した金額のいずれか高い額で測定する定めは次のとおりである。

項番	IFRS 第 9 号の日本語訳
4.2.1	企業は、すべての金融負債を、償却原価で事後測定するものに分類しなければならない。ただし、次のものは除く。 （中略） (c) 付録 A で定義されている金融保証契約。当初認識後、このような契約の発行者は（4.2.1 項(a)又は(b)[2]が適用される場合を除いて）次のいずれか高い方で事後測定する。 (i)セクション 5.5 に従って算定した損失評価引当金の金額 (ii)当初認識額（5.1.1 項参照）から、該当があれば、IFRS 第 15 号の原則に従って認識した収益の累計額を控除した金額

[2] IFRS第9号第4.2.1項(a)及び(b)は、いずれも本プロジェクトの範囲外であり、記載を省略している。

	（後略）

（現行の日本基準における定め）

9. 現行の日本基準においては、債務保証契約に関する定めは金融商品会計基準には設けられておらず、金融商品実務指針において、債務保証契約及び保証料に関する会計処理について次のとおり定められている。

金融商品実務指針
金融商品の範囲、認識及び消滅 **金融商品の範囲** **債務保証契約** 15. 債務保証契約（信用状による与信を含む。）は、金融商品であり、金融商品会計基準の対象である。 **金融資産及び金融負債の発生の認識** **当初認識時の測定** 29. 金融資産又は金融負債の当初認識は、当該金融資産又は金融負債の時価により測定する。なお、付随費用については第 56 項を参照のこと。 金融資産及び金融負債の評価及び会計処理 **その他の金融資産及び金融負債** **債務保証契約及び保証料の授受に関する会計処理** 137. 債務保証については、金融資産又は金融負債の消滅の認識の結果生じるものを除いて時価評価は行わず、監査・保証実務委員会実務指針第61号「債務保証及び保証類似行為の会計処理及び表示に関する監査上の取扱い」によって処理する。保証料は、受取保証料又は支払保証料として収益又は費用に計上し、期末には発生主義に基づき未収若しくは前受け又は未払若しくは前払を計上する。 　金融商品会計基準により金融資産又は金融負債の消滅の認識の結果生じる保証債務は、発生時の時価をもって計上するが、その後の時価評価は行わず、本実務指針第45項に従って処理する。

10. また、監査・保証実務指針第 61 号においては、注記すべき債務保証契約の範囲、

債務保証損失引当金の会計処理と表示などについて定められている。

（分析）

金融保証契約の定義

11. 金融保証契約の定義については、現行の金融商品会計基準において定めが設けられていないことから、本資料第 4 項の対応方針に従って、本資料第 6 項に記載の IFRS 第 9 号の金融保証契約の定義を金融商品会計基準に取り入れることが考えられる。その際、金融商品会計基準においては、注を用いて用語の定義を設けていることから、金融保証契約についても同様に注として定めることが考えられる。

12. 定義の取り込みにあたり、IFRS 第 9 号の金融保証契約の定義に含まれる「負債性金融商品」について、IFRS 第 9 号では定義されていないことを踏まえて、そのまま取り入れるかどうかの検討が必要と考えられる。

13. この点については、審議事項(3)-2 参考資料のとおり、2024 年 9 月の IFRS 解釈指針委員会が「他の企業の義務に対して発行する保証」に関して議論を行い、その後、公表された暫定的なアジェンダ決定では以下のとおり記載されている。

> 委員会は、国際会計基準審議会（IASB）が 2024 年 4 月の会議で、金融保証契約の定義における「負債性金融商品」という用語の解釈における実務の不統一について議論したことに留意した。IASB は、次回のアジェンダ協議において、金融保証契約に関するより幅広い適用上の疑問点（金融保証契約の定義における「負債性金融商品」という用語の意味に関する疑問点を含む）を検討することを決定した。したがって、委員会は、企業は保証が金融保証契約として会計処理されるかどうかを決定する際に「負債性金融商品」という用語の意味を解釈するにあたって判断を適用すると結論を下した。

14. このような状況において、IFRS 第 9 号の金融保証契約の定義を取り入れる際、次の 2 案がありえると考えられる。

    案 1：「負債性金融商品」という用語を用いる。

    案 2：最も近いと考えられる用語を用いる。（例：金銭債務）

15. 案 1 の場合には IFRS 第 9 号における実務との整合性が図られる一方、負債性金融商品の解釈が課題となる可能性がある。他方、案 2 の場合には、定めに関する理解可能性が高まる一方、IFRS 第 9 号における実務と離れる可能性があると考えられる。

16. 本企業会計基準委員会においては、本資料第 14 項のいずれの案とすべきかについてご意見を伺いたい。

債務保証契約との関係

17. 現行の金融商品会計基準等においては、債務保証契約について定めが設けられている。ここで、上述のとおり金融保証契約に関する定義を置き、関連する定めを設けた場合、既存の債務保証契約に関する定めを削除又は修正するかどうかが課題となるため、金融保証契約と債務保証契約との関係を整理する必要があると考えられる。

18. この点に関して、第 495 回企業会計基準委員会（2023 年 2 月 7 日開催）及び第 194 回金融商品専門委員会（2023 年 1 月 31 日開催）（以下「第 495 回企業会計基準委員会等」という。）において、事務局から次の分析を提示した。

> 6. 本資料別紙第 3 項に記載のとおり、IFRS 第 9 号では、金融保証契約を「特定の債務者が負債性金融商品の当初又は変更後の条件に従って期日の到来時に所定の支払を行わないことにより契約保有者に発生する損失を補償するために当該保有者に対して所定の支払を行うことを、契約発行者に要求する契約」と定義している。
>
> 7. 一方、現行の日本基準では、本資料別紙第 13 項に記載のとおり、会計基準上は定義についての定めはなく、日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会実務指針第 61 号「債務保証及び保証類似行為の会計処理及び表示に関する監査上の取扱い」（以下「監査・保証実務指針第 61 号」という。）において、「債務保証とは、主たる債務者が債務を履行しない場合に、保証人が当該債務を履行する責任を負うことを契約することによって債権者の債権を担保するものである。」と定義されている。
>
> 8. これらの定義を比較すると、表現は一部異なるものの、特定の債務者が所定の支払を行わないことにより契約保有者に発生する損失を補償するために当該保有者に対して所定の支払を行う契約を指す点については概ね一致していると考えられる。

19. さらに、第 495 回企業会計基準委員会等においては、(1)経営指導念書等の取扱い及び(2)履行保証の取扱いについて事務局から次の分析を提示した。

> **経営指導念書等の取扱い**
>
> 11. 監査・保証実務指針第 61 号では、保証予約や（法的効力が債務保証と同様と認

められる）経営指導念書等を対象として取り扱うとされており、記載内容に基づく法的効力が保証契約又は保証予約契約と同様と認められる経営指導念書等の差し入れについては、債務保証又は保証予約の取扱いに準ずるものとされている。この点については IFRS 第 9 号では定められていないが、我が国における過去の経緯を踏まえ、監査・保証実務指針第 61 号において当該定めを維持することが考えられる[3]。

履行保証の取扱い

12. 第 491 回企業会計基準委員会等では履行保証について言及する意見が聞かれた。この点、我が国の銀行等金融機関が取り扱っている履行保証については多種多様な契約があると考えられ、各履行保証が IFRS 第 9 号の金融保証契約の定義に合致するか否かは実態に応じて判断すべきと考えられる。そのため、会計基準においては履行保証に関して特段触れないことが考えられる。

20. これらの分析を踏まえ、本企業会計基準委員会においては、原則として既存の債務保証契約に関する定めを金融保証契約に置き換える方針に基づいて作成した文案をお示ししている。支障があると考えられる場合には、今後、個別に対応を検討する。

当初認識の測定

21. IFRS 第 9 号では、発行した金融保証契約を含む金融負債を当初認識時に公正価値で測定しなければならないことが定められており（IFRS 第 9 号第 5.1.1 項）、また、反証がない場合には、金融保証契約の発行時の公正価値は受け取ったプレミアムにほぼ等しくなるものとされている（IFRS 第 9 号 B2.5 項(a)）。このため、市場において一般的な料率で契約を締結している限りにおいては、前受保証料が公正価値とみなされる。

22. この点、現行の金融商品実務指針第 29 項において、「金融資産又は金融負債の当初認識は、当該金融資産又は金融負債の時価により測定する」旨が定められている。我が国の実務においては保証料を前受する実務がほとんどであるとの意見が聞かれていることを鑑みると、当該定めにより対応されていると考えられることから、特段の対応は不要と考えられる。

[3] これに対して、IFRS 第 9 号の金融保証契約の定義を取り入れた場合、監査・保証実務指針第 61 号における債務保証引当金の会計処理と表示に関する記載については削除することを想定している。

貸借対照表価額

23. IFRS 第 9 号の損失評価引当金の金額と当初認識額から収益認識累計額を控除した金額のいずれか高い額で測定する定め（本資料第 8 項）については、本資料第 4 項の方針に従い、金融商品会計基準において金融保証契約の貸借対照表価額に関する定めとして取り入れ、予想信用損失モデルの対象となることを明記することが考えられる。

24. 前項の定めの取入れにあたっては、本資料第 8 項の IFRS 第 9 号の定めに含まれる「セクション 5.5 に従って算定した損失評価引当金の金額」と「IFRS 第 15 号の原則に従って認識した収益の累計額」という用語について、日本基準として適切な用語となるように見直す必要があると考えられる。

25. まず、「セクション 5.5 に従って算定した損失評価引当金の金額」について、オフバランス項目に係る予想信用損失について「損失評価引当金」という用語を使うべきかどうかが課題となるが[4]、ここでは貸借対照表価額の金額に関するものであることから、引当金の名称については検討を行わず、本企業会計基準委員会では「予想信用損失の金額」として文案を提示する。

26. 次に、「IFRS 第 15 号の原則に従って認識した収益の累計額」について検討すると、発行した金融保証契約の保証料は、企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」（以下「収益認識会計基準」という。）第 3 項(1)の「金融商品会計基準の範囲に含まれる金融商品に係る取引」に該当するため、収益認識会計基準の適用範囲から除外されている。この現状を踏まえると、IFRS 第 9 号において用いられている「IFRS 第 15 号の原則に従って認識した」という用語を使わないことが考えられる。この場合、後述するように保証料の会計処理を金融商品実務指針において定めることを前提として、「収益に認識された累計額」とした上で、金融商品会計基準に取り入れることが考えられる。

オプションの定め方

27. 本資料第 4 項(1)③のとおり、ステップ 2 のオプションとして、IFRS 第 9 号の損失評価引当金の金額と当初認識額から収益認識累計額を控除した金額のいずれか高

---

[4] 引当金の名称に関して、これまでの審議において、オンバランス項目に対する引当金の名称として「貸倒引当金」を用いることについては概ね異論が聞かれていないが、オフバランス項目に対する引当金の名称についてはコンセンサスが得られていない状況である。この点については、他のオフバランス項目であるローン・コミットメントとも合わせて検討すべきものであることから、今後検討を行うことを予定している。

い額で測定する定めを取り入れつつ、会計方針の選択として金融保証契約と予想信用損失を別個に会計処理することができることとすることを提案している。

28. このオプションの定め方については、(1)金融商品実務指針の本文において但書きを設けて記載する方法と(2)金融商品実務指針に新たな区分を設けた上でこの取扱いを含むオプションをまとめて記載する方法とが考えられる。

29. ここで、減損に関するオプションについては、ステップ 2 のオプションについては前項(1)の方法を採用し、新たに開発する適用指針（以下「新適用指針」という。）の本文において但書きを設けて記載した。一方、ステップ 4 のオプションについては前項(2)の方法を採用し、新適用指針に「簡素化された予想信用損失の算定方法」という区分を設けて記載することとしている。

30. 前項の減損に関するオプションの定め方と整合するように、分類及び測定に関するオプションについても、ステップ 2 及び 3 のオプションを金融商品実務指針の本文において但書きを設けて記載し、ステップ 4 のオプションについては金融商品実務指針に区分を設けてまとめて記載することが考えられる。なお、ステップ 4 のオプションに関する区分の名称については、今後審議することを予定している。

31. 上述の整理を踏まえると、本資料第 21 項の取扱いは、本資料第 28 項(1)の方法により、金融商品実務指針において本文の但書きとして定めを設けて記載することが考えられる。

保証料の会計処理

32. 本資料第 26 項に記載したとおり、発行した金融保証契約の保証料は、収益認識会計基準第 3 項(1)の「金融商品会計基準の範囲に含まれる金融商品に係る取引」に該当するため、収益認識会計基準の適用範囲から除外されている。

33. このため、発行した金融保証契約の保証料の会計処理については、収益認識会計基準以外において定める必要があると考えられる。ここで、他の金融商品の損益に関する会計処理を金融商品実務指針において定めていることとの平仄を合わせるため、発行した金融保証契約についても金融商品実務指針において定めることが考えられる。その際、収益認識会計基準の考え方に準じて、金融保証に関する履行義務が契約期間にわたり充足されることとして、保証料は契約期間にわたり収益に認識することを定めることが考えられる。

債務保証契約に関する現行の日本基準における定め及び監査・保証実務指針第 61 号の改正に関するコミュニケーション

34. 本資料第 9 項及び第 10 項に記載の通り、監査・保証実務指針第 61 号は、注記すべき債務保証契約の範囲、債務保証損失引当金の会計処理と表示などについて定めており、現行の金融商品実務指針第 137 項は監査・保証実務指針第 61 号によって処理することを定めている。

35. これまでの検討を踏まえた場合、監査・保証実務指針第 61 号の定めのうち、本プロジェクトにおいて金融保証契約について設けた定めと重複する部分については削除することが考えられる一方、経営指導念書等の取扱いについては監査・保証実務指針第 61 号において定めを維持することが考えられる。

36. ASBJ は、移管プロジェクトにおいて、日本公認会計士協会が公表した実務指針等を「会計に関する指針のみを扱う実務指針等」と「会計に関する指針のみを扱う実務指針等以外の実務指針等」の 2 つの分類に分けた上で、会計に関する指針のみを扱う実務指針等について移管することとし、2024 年 7 月に一連の移管指針を公表した。その際、監査・保証実務指針第 61 号については、「会計に関する指針のみを扱う実務指針等以外の実務指針等」に該当するものとして移管の対象外とされ、引き続き日本公認会計士協会が所管している。

37. このため、本プロジェクトに関する新たな適用指針及び既存の金融商品会計基準等の改正に対応した監査・保証実務指針第 61 号の改正を日本公認会計士協会に依頼することが考えられる。

38. これにともない、監査・保証実務指針第 61 号において定める内容が経営指導念書等の取扱いを中心としたものになる場合、監査上の留意事項が主な内容になると考えられるため、現行の金融商品実務指針第 137 項における監査・保証実務指針第 61 号を参照する定めを削除することが考えられる。

事務局提案

39. 本資料第 4 項から前項の分析に基づき、金融保証契約にかかる IFRS 第 9 号の定めを次のイメージで金融商品会計基準等に取り入れることが考えられるがどうか。また、本プロジェクトに関する新たな適用指針及び既存の金融商品会計基準等の改正に対応した監査・保証実務指針第 61 号の修正を依頼することが考えられるがどうか。

金融商品会計基準

定めのイメージ	金融商品会計基準（現行）
Ⅳ．金融資産及び金融負債の貸借対照表価額等 **7．金融保証契約** 26-3．金融保証契約(注 X)の発行者においては、当該金融保証契約は、以下のいずれかの高い価額をもって貸借対照表価額とする。 (1) 予想信用損失の金額 (2) 発生の認識時の価額から収益に認識された累計額を控除した金額 （注 X）金融保証契約について 金融保証契約とは、特定の債務者が金銭債務[5]の当初又は変更後の条件に従って期日の到来時に所定の支払を行わないことにより契約保有者に発生する損失を補償するために、当該保有者に対して所定の支払を行うことを契約発行者に要求する契約をいう。	**Ⅳ．金融資産及び金融負債の貸借対照表価額等** （新設）

金融商品実務指針

定めのイメージ	金融商品実務指針（現行）
金融商品の範囲、認識及び消滅 **金融商品の範囲** **発行した金融保証契約~~債務保証契約~~** 15．発行した金融保証契約~~債務保証契約~~（信用状による与信を含む。）は、金融商品であり、金融商品会計基準の対象	金融商品の範囲、認識及び消滅 **金融商品の範囲** **債務保証契約** 15．債務保証契約（信用状による与信を含む。）は、金融商品であり、金融商品会計基準の対象である。

[5] ここでは本資料第 14 項の案 2 を採用した場合の文案をお示ししている。

である。 金融資産及び金融負債の評価及び会計処理 **その他の金融資産および金融負債** **発行した金融保証契約~~債務保証契約~~及び保証料の授受に関する会計処理** 137. 発行した金融保証契約の保証料は、契約期間にわたり収益に認識する。 金融商品会計基準第26-3項の適用にあたり、発生の認識時の価額から収益に認識された累計額を控除した金額をもって貸借対照表価額とした上で、それとは別に、予想信用損失の金額を貸借対照表価額とすることができる。 ~~137. 債務保証については、金融資産又は金融負債の消滅の認識の結果生じるものを除いて時価評価は行わず、監査・保証実務委員会実務指針第61号「債務保証及び保証類似行為の会計処理及び表示に関する監査上の取扱い」によって処理する。保証料は、受取保証料又は支払保証料として収益又は費用に計上し、期末には発生主義に基づき未収若しくは前受け又は未払若しくは前払を計上する。~~ 137-2. 前項に関わらず、金融商品会計基準により金融資産又は金融負債の消滅の認識の結果生じる保証債務は、発生時の時価をもって計上し~~するが~~、その後の時価評価は行わず、第45項に従って処理する。	金融資産及び金融負債の評価及び会計処理 **その他の金融資産および金融負債** **債務保証契約及び保証料の授受に関する会計処理** 137. 債務保証については、金融資産又は金融負債の消滅の認識の結果生じるものを除いて時価評価は行わず、監査・保証実務委員会実務指針第61号「債務保証及び保証類似行為の会計処理及び表示に関する監査上の取扱い」によって処理する。保証料は、受取保証料又は支払保証料として収益又は費用に計上し、期末には発生主義に基づき未収若しくは前受け又は未払若しくは前払を計上する。 金融商品会計基準により金融資産又は金融負債の消滅の認識の結果生じる保証債務は、発生時の時価をもって計上するが、その後の時価評価は行わず、第45項に従って処理する。

ディスカッション・ポイント
本資料第 4 項から第 39 項の事務局の分析及び提案についてご意見を伺いたい。

以　上